

かつしかボランティアセンターロッカー使用基準

かつしかボランティアセンター所長決定

平成24年4月1日

かつしかボランティアセンター内のロッカーの貸出し基準を次のように定める。

- 1 ロッカーの貸出しは、登録団体1つにつき1個とする。
- 2 ロッカーの貸出し期間は、貸し出しの日から年度末までとする。
- 3 ロッカーの利用料金は、無料とする。
- 4 ロッカーの利用を希望する登録団体は、かつしかボランティアセンター所長に申込む。
- 5 利用申込みがロッカーの数を上回る場合は、抽選により貸出し団体を決定する。
- 6 ロッカーに空きがあるときには、その範囲内において随時利用の申し込みを受け付ける。
- 7 ロッカーの使用の承認を受けた登録団体（以下「承認団体」という。）は、ロッカーを清潔に保ち、危険物等他の団体の妨げとなるものをロッカーに保管してはならない。
- 8 承認団体は合鍵を複製してはならない。ただし、承認団体においてやむを得ない事情があるときには、かつしかボランティアセンターの承認を得て合鍵を複製することができる。その場合の費用は承認団体が負担することとする。
- 9 かつしかボランティアセンター所長は、緊急の場合は承認団体の許可を得ることなく、ロッカーを開けることができる。
- 10 かつしかボランティアセンター所長は、かつしかボランティアセンターの管理上支障があるときには、ロッカーの貸出しを中止することができる。
- 11 承認団体は、ロッカーの貸出し期間が終了したときには、直ちにロッカーを原状に回復し、速やかに鍵を返却しなければならない。承認団体が登録団体でなくなったときも、同様とする。
- 12 鍵を返却するときは、承認団体が合鍵を作製していた場合は、合鍵も合わせてかつしかボランティアセンター所長に渡すものとする。

ロッカー使用申込書

提出日 令和 年 月 日

団 体 名			
代 表 者 名		電話番号	
代 表 者 住 所	〒		
使 用 希 望 の 場 所 ・ 容 積	ロッカー		
保 管 物 品 名			

	ロッカー	No.	
承 認 年 月 日	令和	年	月 日

細線枠内はVCで記入